

「定住者」（日本人配偶者の実子）①

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①日本人の方の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各 1 通
* 1 年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1 年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 日本人又は日本人の配偶者の方が会社に勤務している場合
日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - (2) 日本人又は日本人の配偶者の方が自営業等の場合
 - ①日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②日本人又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1 通 自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 日本人又は日本人の配偶者の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1 通
* 身元保証人には、通常、日本人（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記③については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記 2 及び 3 の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人（お子さん）の方の事です。

* 日本人の配偶者とは、日本人の方と結婚し、「日本人の配偶者等」の在留資格をもって、日本に在留している外国人の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から 3 ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（永住者の配偶者の実子）②

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
永住者又は日本人の配偶者の方（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・各 1 通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 永住者又は永住者の配偶者の方が会社に勤務している場合
永住者又は永住者の配偶者の方（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - (2) 永住者又は永住者の配偶者の方が自営業等の場合
 - ①永住者又は永住者の配偶者の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②永住者又は永住者の配偶者の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1 通
自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 永住者又は永住者の配偶者の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1 通
* 身元保証人には、通常、永住者（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記③については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人（お子さん）の方の事です。

* 永住者の配偶者とは、永住者の在留資格をもって在留している方と結婚し、「永住者の配偶者等」の在留資格をもって、日本に在留している外国人の事です。

* 永住者とは、上記永住者の在留資格をもって日本に在留している方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（定住者・永住者・特別永住者の6歳未満の養子）③

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・・・ 各1通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
 - ②扶養者の登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 扶養者が会社に勤務している場合
扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 扶養者が自営業等の場合
 - ①扶養者の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②扶養者の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 扶養者が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1通
* 身元保証人には、通常、申請人の扶養者（「永住者」・「定住者」・「特別永住者」）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記③については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人（お子さん）の方の事です。

* 扶養者とは、上記申請人を扶養する永住者・定住者・特別永住者の方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（定住者の実子）④

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
定住者の方の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・ 各 1 通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 定住者の方が会社に勤務している場合
定住者の方の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - (2) 定住者の方が自営業等の場合
 - ①定住者の方の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
 - ②定住者の方の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通 （自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - (3) 定住者の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・ 1 通
* 身元保証人には、通常、「定住者」（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です。）。）
 - ③申請人の方の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・ 1 通
③については、申請人が日系人である場合のみ必要で、また、一度も、入管当局へ提出したことがない方のみ、提出していただきます。
 - ④身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記④については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記 2 及び 3 の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人（お子さん）の方のことです。

* 定住者とは、「定住者」の在留資格をもって、日本に在留している方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系2世の配偶者）⑤

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ① 2世の方の登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 2世の方又は申請人（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・ 各1通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 [職業・収入を証明するもの]
 - ・ 会社員の場合： 2世の方又は申請人（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ 自営業の場合： ① 2世又は申請人の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・ 1通
② 2世又は申請人の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・ 1通
自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります
 - ・ 無職の場合： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ① 身元保証書・・ 1通
* 身元保証人には、通常、2世（申請人の配偶者）の方になっていただきます。
 - ② 身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③ お二人の婚姻が継続していることを証明する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
例えば、韓国籍の方で戸籍謄本が発行される場合には、お二人の婚姻が記載された戸籍謄本の提出でも差し支えありません。
また、健康保険証等を婚姻が継続していることの証明として提出していただいてもかまいません。
 - ④ 身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記④については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人の方の事です。（「2世の方」とは、申請人の夫又は妻の事です）

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系3世・2回目以降の更新）⑥

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ① 3世又は配偶者の方（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出してください。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「勤務先の会社から発行してもらうもの」
 - ・ 3世又は配偶者が会社員の場合： 3世又は配偶者の方（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ 3世又は配偶者が自営業の場合： ① 3世又は配偶者の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・ 1通
② 3世又は配偶者の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1通
（* 自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - ・ 3世又は配偶者の二人とも無職： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
 - ・ 3世が被扶養者（親等の扶養を受けている）場合：
 - (1) 扶養者が会社員の場合： 扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 扶養者が自営業の場合： ① 扶養者の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・ 1通
② 扶養者の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1通 （自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - (3) 扶養者が無職である場合： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ① 身元保証書・・ 1通
* 身元保証人には、通常、日本に居住する日本人又は永住者の方になっていただきます。
 - ② 身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③ 3世の方の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④ 身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記④については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 「3世」とは、引き続き日本で滞在を希望している申請人のことです。

* 「配偶者」とは、上記3世と結婚している夫又は妻のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系3世・入国後初めの更新）⑦

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①祖父母（日本人）の方の戸籍謄本又は除籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②3世又は配偶者の方（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・・・各1通
1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出してください。
上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「勤務先の会社から発行してもらうもの」
 - ・ **3世又は配偶者が会社員の場合：** 3世又は配偶者の方（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ **3世又は配偶者が自営業の場合：** ①3世又は配偶者の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・ 1通
②3世又は配偶者の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・ 1通
（*自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - ・ **3世又は配偶者の二人とも無職：** 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
 - ・ **3世が被扶養者（親等の扶養を受けている）場合：**
 - (1)扶養者が会社員の場合： 扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2)扶養者が自営業の場合： ①扶養者の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・ 1通
②扶養者の営業許可書の写し（ある場合）・・・・ 1通（自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。）
 - (3)扶養者が無職である場合： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*身元保証人には、通常、日本に居住する日本人又は永住者の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です。）。）
 - ③3世の方の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・ 1通
 - ④祖父母及び両親の本国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・ 各1通
 - ⑤両親及び3世の方の本国（外国）の機関から発行された出生証明書・・・・・・・・ 各1通
 - ⑥申請人の本国（外国）の機関から発行された認知に係る証明書・・・・・・・・ 1通（※⑥については、認知に係る証明書がある方のみ提出して下さい。）
 - ⑦身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
* *上記⑦については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 「3世」とは、引き続き日本での在留を希望している申請人のことです。

* 「配偶者」とは、上記3世と結婚している夫又は妻のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日系3世の配偶者）⑧

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ① 3世の方の登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 3世の方又は申請人（収入の多い方）の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・各1通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 [職業・収入を証明する資料]
 - ・ **会社員の場合**： 3世の方又は申請人（収入の多い方）の在職証明書・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ **自営業の場合**： ① 3世又は申請人の方（収入の多い方）の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・ 1通
② 3世又は申請人の方（収入の多い方）の営業許可書の写し（ある場合）・・・・ 1通
自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります
 - ・ **無職の場合**： 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ① **身元保証書**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 身元保証人には、通常、3世の方になっていただきます。
 - ② 身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③ お二人の婚姻が継続していることを証明する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
例えば、韓国籍の方で戸籍謄本が発行される場合には、お二人の婚姻が記載された戸籍謄本の提出でも差し支えありません。
また、健康保険証等を婚姻が継続していることの証明として提出していただいてもかまいません。
 - ④ 申請人の犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）・・・・・・・・・・ 1通
* ④については、一度も、入管当局へ提出したことがない方のみ、提出していただきます。
 - ⑤ 身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記⑤については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人の方の事です。（「3世の方」とは、申請人の夫又は妻の事です）

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「定住者」（日本人の6歳未満の養子）⑨

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 3については、申請人本人が申請する際に必要となります。
- 4 「市区町村の役所（役場）から発行してもらうもの」
 - ①日本人の方の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②日本人の方の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書・・・・・・・・ 各1通
* 1年間の総所得及び納税状況が記載されたものを提出して下さい。
* 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金が納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 「職業・収入を証明するもの」
 - (1) 日本人の方が会社に勤務している場合
日本人の方の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 日本人の方が自営業等の場合
 - ①日本人の方の確定申告書の控えの写し・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ②日本人の方の営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・ 1通
自営業の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
 - (3) 日本人の方が無職である場合
預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 6 その他
 - ①身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 身元保証人には、通常、日本人（申請人の扶養者）の方になっていただきます。
 - ②身元保証人の印鑑（上記①には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
 - ③身分を証する文書等（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・ 提示
* * 上記③については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2及び3の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、引き続き日本での在留を希望している外国人（お子さん）の方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。